

被災宅地危険度判定士養成講習会 受講要件

京都府内に在住又は在勤し、次の要件に該当する方

ア 大学院等在学経験者

大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者及び土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者

イ 大学卒業生

大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

ウ 3年課程の短期大学卒業生

短大で正規の土木又は建築の修業年限3年の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者

エ 短期大学、高等専門学校卒業生

前号以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関し4年以上の実務の経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者

オ 高等学校卒業生

高等学校、中等教育学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木又は建築の技術に関して7年以上の実務経験を有する者及び正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者

カ 認定講習会修了者

土木又は建築の技術に関して10年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を有する土木、建築、都市計画、造園に関する10年以上の実務経験を有する者で認定講習を修了した者

キ 技術士 技術士法における本試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を建設部門、上下水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、建設部門に合格した者を除いては、合格の後宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者

ク 一級建築士 一級建築士の資格を有する者

ケ 二級建築士 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者

コ 土木、建築又は造園に関する一級施工管理技士 建設業法による土木、建築又は造園に関する一級施工管理技士の資格を有する者

サ 土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士 建設業法による土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士として5年以上の実務経験を有する者

シ 国若しくは地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者

土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者

ス 国若しくは地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者

土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者